

## 第2章 火薬類の製造

### 2-1 製造営業許可申請【法第3条、令第16条】

#### (1) 法の規定

火薬類の製造（火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に限る。以下、この章において「煙火類」という。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令（規則第2条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。

#### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造営業許可申請書	規則様式 様式第1	手数料必要
事業計画書	任意	規則第2条第2項の内容を記載
危害予防計画書	任意	規則第2条第3項の内容を記載
定款	写し	・規則第2条第1項 ・申請者が会社の場合
設置場所を管轄する消防長の同意書	原本	消防法第7条
法第6条の欠格事由に該当しない誓約書	滋火様式 第1-2号	
法人の登記事項証明書	原本	・申請者が法人の場合 ・発行から3か月以内のもの
住民票	原本	・申請者が個人の場合 ・発行から3か月以内のもの

#### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

#### (4) 火薬類製造営業許可に併せて行う申請等

- ・危害予防規程認可申請
- ・保安教育計画認可申請
- ・定期自主検査計画届出
- ・製造保安責任者等選解任届出
- ・火薬庫設置等許可申請

## 2-2 製造施設等変更許可申請【法第10条】

### (1) 法の規定

法第3条の許可を受けた煙火類を製造する者（以下「製造業者」という。）が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令（規則第7条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令（規則第8条）で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造施設等変更許可申請書	規則様式 様式第4	
変更内容明細書	任意	・規則第7条 ・明細書には、変更前後の図面を併せて添付
製造営業許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	写し	

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

### (4) 火薬類製造施設等変更許可後の申請等

以下に変更がある場合は、製造施設等の変更が許可された後に以下の申請等を行う。

- ・危害予防規程変更認可申請
- ・保安教育計画変更認可申請
- ・定期自主検査計画届出

### 2-3 製造施設完成検査申請【法第15条】

(1) 法の規定

製造の許可または製造施設の変更の許可を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は位置、構造若しくは設備を変更した場合には、経済産業省令（規則第41条）で定めるところにより、製造施設につき滋賀県知事が行う完成検査を受け、これらが、法第7条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(2) 提出書類

第8章 8-1 完成検査申請による

### 2-4 製造施設軽微変更届出【法第10条】

(1) 法の規定

製造業者は、製造施設の位置、構造又は設備について、経済産業省令（規則第8条）で定める軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造施設軽微変更届	規則様式 様式第5	
変更内容明細書	任意	・規則第8条2項 ・明細書には、変更前後の図面を併せて添付
製造営業許可証(当初許可証および変更があれば変更許可証)	写し	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-5 製造営業許可申請書等記載事項変更報告【規則第81条の14第2号】

### (1) 法の規定

製造業者は、火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があつたときは、変更があつた旨を記載した報告書を提出しなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書	滋火様式第2-1号	
変更の内容を証する書面	任意	
火薬類製造営業許可証	原本	名称、事務所所在地、製造所所在地の表記に変更がある場合 ※変更があつた部分を書き換えるため

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-6 危害予防規程認可または変更認可申請【法第28条】

### (1) 法の規定

製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令（規則第6条）で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令（規則第6条第8項）で定めるところにより、認可を受けなければならない。これを変更するとき（第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。）も同様とする。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
危害予防規程（変更）認可申請書	規則様式様式第2	
危害予防規程	任意	・規則第6条第8項 ・新規の場合
変更内容概要書	任意	・規則第6条第8項 ・変更の場合 ・変更の内容を示すもの

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-7 危害予防規程変更届出【法第 28 条第 2 項】

### (1) 法の規定

製造業者は、法第 10 条第 1 項ただし書の軽微な変更の工事に伴い、危害予防規程を変更するときは、届け出なければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
危害予防規程変更届	規則様式 様式第 3	
変更内容概要書	任意	・規則第 6 条第 9 項 ・変更の内容を示すもの

### (3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）

## 2-8 保安教育計画認可または変更認可申請【法第 29 条】

### (1) 法の規定

製造業者は、経済産業省令（規則第 67 条の 2 から規則第 67 条の 4）で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### (2) 提出書類

第 8 章 8-5 保安教育計画認可または変更認可申請による

## 2-9 特定施設保安検査申請【法第 35 条】

### (1) 法の規定

製造業者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令（規則第 44 条の 2）で定めるもの（以下「特定施設」という。）又は特定施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令（規則第 44 条の 2）で定めるところにより、定期的に、保安検査を受けなければならない。

### (2) 提出書類

第 8 章 8-2 保安検査申請による

## 2-10 製造営業廃止届出【法第16条第1項】

### (1) 法の規定

製造業者が、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造営業廃止届	滋火様式 第2-2号	
製造営業許可証（当初許可証および変更があれば変更許可証）	原本または 写し	全部を廃止する場合は 原本、一部を廃止する 場合は写し
完成検査証（当初および変更があれば変更に係る検査証）	原本または 写し	全部を廃止する場合は 原本、一部を廃止する 場合は写し

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-11 製造施設等休止届出【規則第44条の2第2項】

### (1) 法の規定

使用を休止した特定施設であって、その旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行った日から当該特定施設を再び使用しようとする日までの期間が1年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、3年以上）であるものにあつては、当該休止施設を再び使用しようとするときまで保安検査を行わないものとする。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造施設（特定施設）休止届	滋火様式 第2-3号	
製造営業許可証（当初許可証および変更があれば変更許可証）	写し	
直近の保安検査証	写し	

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-12 製造保安責任者等選解任届出【法第30条および法第33条】

### (1) 法の規定

製造業者が、火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者又は火薬類製造保安責任者の代理者を選任したときは、その旨を届け出なければならない。これを解任したときも同様である。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造保安責任者等選解任届	滋火様式第2-4号	
選任される者の火薬類製造保安責任者免状	写し	
選任される者の規則第67条の4に規定する保安教育の記録	写し	火薬類手帳制度の保安教育受講記録など

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-13 製造年度報告【規則第81条の14第1号】

### (1) 法の規定

製造業者は、毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を毎年度集計した報告書を提出しなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造年度報告書	滋火様式第2-5号	

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

### (4) 報告期限

年度終了後30日以内

## 2-14 定期自主検査計画届出【法第35条の2第2項】

### (1) 法の規定

製造業者は、製造施設であって経済産業省令（規則第67条の8）で定めるものについて、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところにより、定期に、保安のために行う自主検査についての計画を定め、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造施設定期自主検査計画届	滋火様式第2-6号	

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-15 定期自主検査報告【法第35条の2第3項】

### (1) 法の規定

製造業者は、製造施設であって経済産業省令（規則第67条の8）で定めるものについて、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところによる保安のために行う自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類製造施設定期自主検査報告書	滋火様式第2-7号	
製造施設から保安距離の半径円を示した図面	任意	
製造施設定期自主検査結果	任意	

### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 2-16 安定度試験報告【法第36条】

### (1) 法の規定

製造後経済産業省令（規則第57条）で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令（規則第58条）で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を報告しなければならない。

### (2) 報告

第8章 8-6 安定度試験報告による